

第11期 第4回 町田市福祉のまちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 2022年(令和4年)8月17日(水) 14:00~16:00

開催形式 リモート開催、会議室(10-2、10-3)

出 欠 ●: 欠席者

■委員

《会長》 川内 美彦 東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
佐藤 克志 日本女子大学家政学部住居学科 教授
吉浦 和幸 町田市法人立保育園協会 会長
井藤 親子 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課 安心・暮らし
事業 担当課長
井上 廣美 NPO 法人 町田ハンディキャブ友の会 事務局長
● 伊藤 直美 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 町田支部
高本 明生 NPO 法人 町田すまいの会
● 磯山 毅 NPO 法人 町田市精神障害者さるびあ会 理事
李 幸宏 町田市身体障害者福祉協会
風間 幸子 町田市身体障害者福祉協会
● 佐々木 幸男 町田市老人クラブ連合会 副会長
北島 リーナ 町田市聴覚障害者協会
土田 由紀子 町田サファイアクラブ(障がい者の親・ネットワーク)
金野 佑子 東京都福祉保健局生活福祉部計画課 課長代理(福祉のまちづくり
担当) ※代理者出席

■幹事

黒田 豊 政策経営部経営改革室長
中村 哲也 地域福祉部長
岡林 得生 いきいき生活部長 ※代理者出席
原田 功一 財務部営繕担当部長兼営繕課長
深沢 光 地域福祉部福祉総務課長
● 金子 和彦 地域福祉部障がい福祉課長
江成 裕司 いきいき生活部高齢者福祉課長
黒澤 一弘 いきいき生活部介護保険課長 ※代理者出席
大坪 直之 子ども生活部子ども総務課長
深澤 香織 道路部道路政策課長
岩岡 哲男 都市づくり部都市政策課長
原田 厚郎 都市づくり部土地利用調整課長
北川 淳一 都市づくり部交通事業推進課長
新 聡 都市づくり部公園緑地課長
宮坂 晃洋 防災安全部防災課長 ※オブザーバー出席

1. 協議会次第

開会

地域福祉部長挨拶

<審議事項>

「(仮称) まちだユニバーサル社会推進計画 (第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」
素案について

<報告事項>

市民意見募集の実施について

閉会

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 資料1 計画素案
- ・ 資料2 計画概要版(案)
- ・ 資料3 市民意見募集の実施について
- ・ [別紙] 意見等回答書

《参考資料》

- ・ 参考1 第3回協議会における委員意見の反映について
- ・ 参考2 推進事業新旧一覧
- ・ 第11期町田市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・同幹事名簿

2. 議事

事務局	開会 協議会を開催します。
	地域福祉部長挨拶
事務局	会議資料確認及び補足説明 事前に御連絡がありました3名を除き、本日は11名が出席でございます。過半数の出席がありましたので、会議の定足数を満たしていることを確認させていただきます。
	<報告事項> 「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」素案について
会長	審議事項、「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画)」素案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	参考1の説明
会長	前回の会議で出てきた意見に対する事務局の回答ですが、御質問された方はいかがでしょうか。
A委員	No. 9について、次期計画の中で検討されるとのことで、もう少し分かりやすく、あるいは適合証を取得しやすくなるような方向で検討いただけると感じました。これで結構だと思いました。ありがとうございました。
会長	No. 9についてはこれから説明されますよね。
事務局	回答したとおりでございます。推進事業「2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発」の内容でもございますので、詳細についてはこの後、御説明させていただきます。
会長	専門の方でないと分かりにくいと思いますが、No. 9に「遵守基準」「整備基準」「望ましい整備」と3種類記載されています。この中には絶対にやらなければならない基準、やった方がよい基準等がありますので、事務局から簡単に説明していただけませんか。

事務局	<p>「遵守基準」「整備基準」「望ましい整備」の順で、より高いレベルの整備をする基準等となっております。</p> <p>「遵守基準」は建物の大きさ、例えば1000㎡以上の建物は「遵守基準」を必ず満たさなければならないよう条例で制定されています。「遵守基準」で整備すべき建築物は、必ず「遵守基準」に基づいた整備をするようになっています。「整備基準」は努力義務でもあり、遵守ではございませんが、より高いレベルの整備で福祉のまちづくりをするに当たって整備に努めてほしい基準でございます。「望ましい整備」はさらにそれ以上の整備をする水準です。市が建築物を建てる時は、「望ましい整備」を満たす整備を各所管課にお願いしています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
A委員	<p>要望ですが、適合証で求められる基準が標準になるべきであり、プラスアルファに関しては「星マーク」が増える等のインセンティブがある、等の方式を考えていただければモチベーションが上がると思います。</p>
会長	<p>No. 9の回答にもありますが、「整備基準」に適合した整備をした場合、適合証が発行されます。現状の適合証は、望ましい整備まで対応したことへのボーナスのようなものですが、A委員のお考えでは、「遵守基準」のレベル、最低限やらなければならない整備をした時に適合証を発行するという意見だと思います。</p>
A委員	<p>そうです。その時に、例えば「遵守基準」の場合は「星1つ」、「整備基準」の場合は「星2つ」、「望ましい整備」の場合は「星3つ」等、レベルが示されるようなことになるとモチベーションが上がるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>事務局からは何かございますか。</p>
事務局	<p>現状では、「整備基準」の全ての基準を満たさなければ適合証が発行されないようになっています。段階に応じて適合証を発行する仕組みについても、今後検討できればと思います。</p>
B委員	<p>No. 8は私からの意見ですが、基本構想の市全体の方針の見直し、あるいは10年経過している地区は地区別の個別計画を見直す必要があるのではないかと思います。回答では、方針の見直し、または基本構想に追加する改定を検討するということですが、来年度以降バリアフリー部会を立ち上げて具体的な方針の見直し、あるいは地区別で見直しを行っていくと理解してよろしいでしょうか。また、町田駅周辺地区が対象として挙げられていないのですが、</p>

	<p>バリアフリー部会の中で「町田駅もそろそろ見直しが必要」ということになれば、その対象になると理解して良いのか、確認したいです。</p>
事務局	<p>今後、町田駅にモノレールが乗り入れてくる構想があり、それに合わせてバリアフリー基本構想を改定する予定と所管課から話がありました。つきまして、まずは相原駅や成瀬駅の方の整備に合わせた基本構想の見直しを予定しています。来年度以降はおっしゃるとおりの予定ですが、予算等を含めて取り組んでいくと思われま</p>
B委員	<p>了解しました。そういうことならば、それを書いた方が明確に伝わるという気もしました。状況について理解しました。</p>
会長	<p>モノレールが乗り入れることを初めて知りました。モノレールの計画より早い段階で町田駅の基本構想を考えておかないと、実際の工事に間に合わないと思います。ぜひ早い取り組みをお願いします。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
会長	<p>続けて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1の説明（1～27ページ）</p>
会長	<p>今の説明について、御意見や御質問はございますか。御質問を検討中に、私から申し上げます。</p> <p>資料1の4ページの下段の脚注に「社会的障壁を除去するのは社会の責務」との内容を書き加えていただきたいです。また11ページには「東京都手話言語条例」を追記した方が良いと思いました。</p> <p>かつてはバリアフリー、ユニバーサルデザインは建築物や道路、公園等、ハード整備が中心でしたが、最近ではハード整備が一定程度整ってきているため、情報のバリアフリーの整備に広がっています。10ページの「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「東京都手話言語条例」で手話が言語と認められたこともそれに関連しています。</p> <p>13ページの「【課題2】心と情報のユニバーサルデザインにおける更なる周知・啓発」からも、これまで以上に情報分野の比重が増していることが分かります。</p> <p>もちろん、ハード面の整備も完全ではないため、今後も継続して続けていくと思いますが、今まで取り残されていた情報のバリアフリー整備に力を入れることになりました。それらを踏まえて、何か御意見や御質問がございましたら、よろしければ、続きの説明をお願いします。</p>

事務局	資料 1 の説明（推進分野 1）
会長	何か御意見や御質問がございますでしょうか。
C 委員	「5 歩道のバリアフリー改善整備（歩道整備・舗装補修）」についてです。町田市では以前からアプリを利用して歩きにくい歩道等に対する市民の声を集めてきたと思います。ただ、アプリを使わず、スマホ等からメールを送ることでシンプルに悪い所の情報を集める等、市民の協力が得やすいような方法で情報を集められればうれしいです。
事務局	市では市民通報アプリ「まちピカ町田くん」がありまして、道路の陥没等不具合があれば写真を撮り、アプリにお送りいただくことで市の管理者に不具合が伝わります。そういったものを活用し歩道を含めた補修等を行っていくところでございますが、少し計画の中の記載方法を検討します。
C 委員	「まちピカ町田くん」だけでなく、メールと両方利用できると良いです。アプリを使うことに慣れていない人は、アプリをダウンロードすることを躊躇してしまいます。アプリのみでは、アプリを使用することにすごく慣れた人に限定される気がします。
会長	町田市で受付アドレスを作り、そこにメールを送っても意見が届くようにしてほしいとのことですか。
C 委員	そのとおりです。
会長	事務局で御検討いただけますか。
事務局	道路部門に確認いたします。
C 委員	ありがとうございます。
A 委員	歩道のバリアフリー化と同時に、都内では、人々が集まれるパブリックスペースの範囲を道路にまで広げています。例えば、イベントの際には道路を含めて屋台を置き利用できるパブリックスペースとすることで、人々に親しみやすい空間にするという考え方があるようです。 また、34 ページには整備された写真が掲載されていますが、日差しが強い夏には木陰があるとホッとすることもあります。緑との関係にもう少し注目して整備してほしいと思い、発言しました。
事務局	先に緑の意見についてです。歩道の緑化に関する直接的な施策は現状町田

<p>会長</p>	<p>市にはありませんが、歩道等の花壇を地域の団体等に貸し出し、植栽等を管理していただく「アダプト・ア・ロード事業」があります。花や木を植えたりする取組みで、直接の緑化ではありませんが関連して実施中の取組みです。</p> <p>また、歩道を使った屋台等賑わいの街づくりに関しては分かりかねますので、所管課に確認しフィードバックしたいと思います。</p> <p>関連内容を検索してみたところ、去年国交省で「歩行者利便増進道路制度（ほこみち）」というものを新しい概念とし発表しています。ヨーロッパ等の広い道で、お店の外の歩道までカフェを広げているようなものを可能にするアイデアですが、A委員の意見に近いものだと思いますので、おそらく担当課は把握していると思います。これを含めて、事務局で確認いただければと思います。</p>
<p>D委員</p>	<p>A委員の意見についてですが、視覚障がい者にとって歩道は唯一安心して歩ける場所です。私の住んでいる金森は歩道が狭く、地域ごとに考えなければならないことだと思いました。</p> <p>また、最近の工事後の歩車道境界の段差が2cmではなく、平らになっているという話が都内の視覚障がい者の間で出ています。町田市では歩車道境界の段差を2cmとする基準は守られていくのかについてお聞きしたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>国のガイドラインでは2cmを基本とすると記載されておりますが、地元の当事者の方々の了解を得れば2cm以下にすることもできるようになっていきます。しかし、D委員のように町田市の歩車道境界の段差2cmの基準を継続してほしいとの意見ですが、町田市としては視覚障がい者からの意見に沿って2cmを守るようにとガイドラインではなっています。</p>
<p>事務局</p>	<p>町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの道路編の18ページ、「図6.2 横断歩道部における構造」の中で、歩車道の段差の標準が2cmとなっております。</p>
<p>D委員</p>	<p>もう1点、「11 共同配車センターの運営」についての意見です。町田市はタクシー券がありません。視覚障がい者から要望を続けていますが、市は導入する予定がないとのこと。共同配車サービスの改善や見直しをしていただき、障がい者がより利用しやすいように働きかけてほしいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>「11 共同配車センターの運営」は10年以上実施している事業です。共同配車の仕組みの改善について、御意見を参考にしながら、引き続き、継続して進めたいと思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>推進事業間の関係についてお聞きしたいです。「3 バリアフリー、ユニバ</p>

	<p>ーサルデザインによる市の建築物の整備」「4 ユニバーサルデザインによる市立学校の教育環境整備」「7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備」「8 公共トイレ計画の推進」「10 交通環境・地域で支える交通（移動支援）の整備」等は、関連事業として「1 バリアフリー基本構想の進行管理」と関連付けていないようですが、その理由を教えてください。それらの事業はバリアフリー基本構想の進行管理の必要性が無いからなのか、あるいは基本構想の中に含まれる取組は基本構想として対応し、それ以外の取組は各推進事業として対応するとの意図なのか。関係性について教えてください。</p>
事務局	<p>基本構想以外の取組を各推進事業で事業化しています。少し関連する部分もございますが、基本構想とは少し離れた事業を位置づけております。そのため、基本構想の関連事業としては記載しておりません。</p>
B委員	<p>分かりました。全く関係ないとは言えないような気もしますが、推進事業の構造としては理解しました。</p>
会長	<p>今の意見は守備範囲に漏れがないかといった重要な意見だと思います。「この部分は基本構想のところで想定している」等注釈を入れたらいかがですか。</p> <p>他に御意見等ございますか。時間が迫っておりますが、言わなければならないものがあるので申し上げます。</p> <p>「1 バリアフリー基本構想の進行管理」は公共交通や道路関連、「2 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発」は主に建築物関連だと思います。「1 バリアフリー基本構想の進行管理」の目的「全ての人々が安心して移動できる環境の整備促進」にあるような「環境」とは、今まではエレベーターや段差のようなハード面の整備のことでした。しかし、障害者権利条約に合理的配慮が位置付けられたのは、環境を整備しても使えない人がいるためです。今までは「ハード整備ができてから使えるだろう」という考え方でしたが、それでも使えない人達が使えるようにするため、事業者側が配慮を提供することが、合理的配慮の考え方です。次期計画は全てハード整備のアイデアのままとなっています。ハード整備に合理的配慮（人のサポート等）がセットになって初めて「使える」「移動できる」を保證することができます。その内容を含める必要があるという意見です。</p>
事務局	<p>資料1の説明（推進分野2）</p>
会長	<p>御質問、御意見ありますでしょうか。</p>
E委員	<p>「15 生涯学級におけるユニバーサルデザインの啓発」は「統合」になっていますが、「障がい者青年学級」を利用している方から、来年度から大幅に</p>

	<p>縮小されるという情報を聞いています。統合されることによって縮小されるのはとても困るので、考えていただきたいです。</p>
事務局	<p>生涯学級センターについて、現在「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」に基づいて事業の見直しや効率的・効果的な管理運営体制について検討を行っている最中です。おそらく、その過程で縮小されると思われたのかと思います。</p>
会長	<p>相互に誤解が生じているということですか。事実に基づく議論であるかが大切なので、懸念を持たれている方への説明の場を設ける等してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>所管課に確認して後日回答します。</p>
会長	<p>2点ほど申し上げます。「14 福祉教育の実施」の目的に「「じぶんのしあわせ」と「みんなのしあわせ」を共に考え、実現していくことであり」とありますが、この目的からアイマスク体験や手話体験につながる理由が分かりません。単に体験させると「障がいがあると何もできない」「全てが難しい」「危ない」等ネガティブな印象を持ちやすいです。今まで見えていた人が体験の時だけアイマスクをするのと、常に見えていない人の世界は全く違うものです。また、「福祉教育」とは何なのかは記載がありません。体験を削除し、福祉教育とは何なのかを定義づける方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>もう1点。「17 交通安全情報の発信及び交通安全学習の充実」の目的に「交通事故を減少させるには、(中略)一人ひとりの思いやりの心をまちぐるみで醸成させていくことが重要です」とあります。</p> <p>交通安全については道路交通法で安全確認等のルールが定まっていますので、思いやりではありません。ここでいう「思いやり」とは何なのかをはっきりすべきではないのでしょうか。例えば、歩行者を優先させることは交通ルールで決まっているので、思いやりとして扱うのは間違いです。誤解させるような書き方は良くないと思います。</p>
C委員	<p>「18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」についてです。会話はできるがパソコンの使用は難しい方がかなりいます。重度の方はヘルパーに手伝ってもらってスマホやパソコンの操作ができますが、中程度の症状の場合サポートしてくれる体制が無いので、なかなかオンラインの対話等がしづらいです。少しの支援や簡単な製品があれば良いのですがなかなか難しく、狭間に置かれている人のサポートを検討することもテーマにしてほしいと思い、発言しました。</p>
会長	<p>狭間に置かれている人たちも「情報バリアフリーハンドブック」が考慮する</p>

	対象としておいてほしいということでしょうか。それとも、「18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」本文の中に書き込んでほしいということでしょうか。
C委員	今後検討していただけるようであれば良いですが、本文に書き込んでいただける方が良いです。
会長	文言を検討していただけますか。パソコン環境に追いつけない人にも情報は必要です。「情報バリアフリーハンドブック」の中で取り上げるかは別として、御検討いただければと思います。
D委員	この20年、40代くらいで視覚障がいになる方が多く、点字等を学ぶ機会がないことを不自由に感じる人も多くなっています。また、町田市を含め、点訳・音訳ボランティアが少なくなっていることから、町田市で点字やスマホ、パソコン等の講座を開き、情報のバリアを解消していただければと思っています。社会福祉協議会と協力していると思いますが、「最近はお声が無い」ということでした。ニーズがないのではなく、企画ができない状況だと思っています。障がい者自身も点字やパソコンの指導を受けにくい、点訳・音訳ボランティアを希望する人もなかなか講座が無いことから、町田市の協力でバリアを取り除ける社会になればと思っています。
会長	点訳や音訳ボランティア育成の体制の充実は、事業のどこかに含めることはできますか。少し違いますが、「18 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」等でしょうか。
D委員	その項目が今は無いと思います。
会長	今から項目を増やすのは大変だと思いますか、体制をどの程度取れるか、ここでは市として答えられないと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	点字に関することは計画の中では触れておりませんが、「情報バリアフリーハンドブック」改訂の際、その内容には点字等の内容が含まれています。D委員の意見を伺いながら、ハンドブックの中に盛り込んでいければと思います。
B委員	今のD委員の意見について、「19 手話通訳者・要約筆記者の派遣」を拡充する形で事業化できるのではないかと考えました。
D委員	事前説明会でも関連して意見を伝えていますが、社会福祉協議会では毎年手話通訳講座を行っております。隔月で配布される「社協だより」のなかにもかなり大きなスペースをとって講座の内容が書かれております。コロナ禍で

	<p>なかなか講座を開けない状況ですが、2～3年前、音訳ボランティアの方が「講座を開きたい」と申し出たら「宣伝料をいただければ載せます」と言われ、ボランティア活動なのにとっても心外です。ボランティアの方々は「なぜ手話通訳講座はできて視覚障がい者対応講座はできないのか」と、当時は怒っていたこともあります。ぜひ点訳・音訳ボランティアの育成についても追記していただきたいと思っております。</p>
会長	<p>B委員からの意見もあったように、検討していただければと思います。</p>
F委員	<p>社会福祉協議会の点訳・音訳ボランティアの育成が中断されたのは様々な経過がありました。以前、音訳の団体（町田音訳グループ・朗奉）が音訳講座をPRしたいということがありました。そこで、朗奉から「せりがや会館」に文書を出していただき、「せりがや会館」の会議室を優先的に朗奉の講座のために使えることになっています。また、「社協だより」にはボランティア団体のPRができる欄があり、そこに音訳講座について載せることができました。</p>
会長	<p>ニュアンスで誤解があったのかもしれませんが。D委員よろしいですか。</p>
D委員	<p>今後ともご協力よろしくお願いいたします。ボランティアの方たちに伝えておきます。</p>
事務局	<p>資料1の説明（推進分野3）</p>
E委員	<p>「25 避難行動要支援者名簿の作成」について、町田市では既に避難行動要支援者名簿を作成済と聞いていますが、今回の計画では、既にある名簿を破棄し、新規で作り直すということでしょうか。</p>
事務局	<p>避難行動要支援者名簿は現在も作成しており、今後も継続して作成し、関係機関と共有していきます。</p>
E委員	<p>今ある避難行動要支援者名簿にプラスして、使いやすいものや救助しやすいものにしていくのでしょうか。</p>
事務局	<p>60ページの「推進の取組内容」に記載してあるように、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、優先度の高い方については個別避難計画の作成を開始していきます。具体的には、河川に近い浸水想定区域に住まわれている方等、優先度が高いと考えられる方について、一人ひとりの避難計画を作成する取組になります。</p>
E委員	<p>ありがとうございます。それであれば、避難行動要支援者名簿に記載される</p>

	対象者について明記していただいた方が分かりやすいと思います。どの様な方が避難行動要支援者名簿の対象となっているのか、皆さんが知りたいことだと思います。
会長	ポイントは2つあるように思います。1つ目は名簿の対象、2つ目は優先度の高い人の個別避難計画についてです。それぞれがどの様な人が対象になっているのかハッキリしてほしいということでしょうか。
E委員	避難行動要支援者名簿に掲載される対象者がどのような障がいのある人なのか、新たに「優先度の高い」という条件として河川に近い人等、説明が必要かなと思います。
事務局	御意見を参考に、記載方法を考えていきたいと思います。
会長	今の御説明ですと、「25 避難行動要支援者名簿の作成」は新規事業になっていますが、内容としては継続で、推進事業として新しく追加されたということですね。
事務局	そのとおりです。
会長	分かりました。 本来であれば、ここで参加されている委員の皆様に承認していただけるか確認を取る予定でしたが、本日色々な御意見をいただき、表現について再度検討する必要があったりするため、本日ここで承認の手続きはしません。 そのかわり、会長に一任していただけないでしょうか。最後、どのようになったかは皆さんに御報告しますので、事務局と打合せをしながら進めていくことについて一任していただくということでもよろしいでしょうか。
B委員	問題はないと思います。本日の議論の他に、22日(月)までに提出する意見等回答書を含めてと考えてよろしいでしょうか。
会長	問題ありません。本日、伝えきれなかった意見等について、皆様のお手元にある意見等回答書に記入して提出していただければと思います。
B委員	よろしく願いいたします。
会長	本日は承認せず、一任という形で進めていきたいと思います。
事務局	報告事項、市民意見募集の実施について説明

会長	<p>本日、議論した内容について承認せず、一任していただいたので、市民意見募集の開始が9月15日からではスケジュール的に厳しいかもしれません。</p> <p>その場合、「広報まちだ」の9月15日号に掲載する予定だが、そこに「市民意見募集は10月1日からです」等と先延ばしの日程を記載することは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>相談してみます。</p>
会長	<p>どのくらいまで市民意見募集の開始日を遅らせることができますか。今回の調整にどれくらいかかるかにもよると思いますが、少なくとも御意見をいただいた委員の方に確認する必要があるかと思います。</p>
事務局	<p>3次計画は2022年度開始と考えているため、予定では12月策定です。今後のスケジュールについては御相談させていただければと思います。</p>
会長	<p>分かりました。よって、市民意見募集の期間については流動的になります。他について御意見等がありますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日、御発言できなかった意見や感想については別紙の意見等回答書の提出を8月22日（月）の正午までに提出をお願いします。なお、御意見等が無い場合は、回答不要です。では、これを持ちまして第11期第4回町田市福祉のまちづくり推進協議会を終了致します。</p> <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>